

特定非営利活動法人いわての保健福祉支援研究会 福祉サービス第三者評価事業に関する実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、岩手県福祉サービス第三者評価推進事業実施要領（平成17年10月6日制定）（以下「県実施要領」という。）及び岩手県福祉サービス第三者評価推進事業実施取扱規程（平成17年10月6日制定）（以下「県取扱規程」という。）に基づき、特定非営利活動法人いわての保健福祉支援研究会（以下「研究会」という）が行う（以下福祉サービス第三者評価事業「第三者評価」という）の実施に関し必要な事項を定める。

(評価の目的)

第2条 第三者評価は、福祉サービスを提供する事業者のサービスの質の向上を支援するとともに、利用者及びその家族のサービスの選択に資するための情報を提供することを目的とする。

(基本方針)

第3条 研究会及び評価調査者は、第三者評価の重要性と責任を自覚し社会的な信頼を失墜しないよう適切に対応するとともに、関係法令を遵守するほか、次の方針に基づき実施する。

- (1) 第三者評価は、公正・中立な立場で、かつ専門的で客観的な評価を行い、評価の信頼性、公平性の確保に努める。
- (2) 第三者評価の実施に当たっては、人権を尊重し、個人情報の保護を徹底する。
- (3) 評価機関の質の向上を図るとともに、評価調査者の資質の向上に努める。
- (4) 岩手県と協力し、評価の推進に努める。

(評価の対象サービス)

第4条 研究会が行う第三者評価の対象とする福祉サービスは、社会福祉法第2条に規定する第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業とする。

(第三者評価審査委員会)

第5条 第三者評価の公正・中立性、専門性を確保するため第三者評価審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 審査委員は、自ら関係する事業所の評価に関する審査は行うことはできない。
- 3 委員会に関する必要な事項は別に定める。

(評価調査者)

第6条 第三者評価を実施するため評価調査者を置く。

2 評価調査者は、次の(1)又は(2)の要件を満たし、かつ岩手県が決定した評価調査者養成研修を終了した者を研究会理事長が委嘱する。

(1) 組織運営管理業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有すると認められる者

(2) 福祉、医療、保健分野の有資格者若しくは学識経験者で、当該業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有すると認められる者

3 評価調査者は、県が定める評価調査者継続研修のほか、研究会が指定する研修に参加するよう努めなければならない。

(事務担当者の配置)

第7条 第三者評価を行う福祉サービス第三者評価事業の事務担当者として「福祉サービス第三者評価事業担当」を配置する。

(評価手数料)

第8条 第三者評価に係る評価料金は、別に定める。

(評価の方法等)

第9条 第三者評価は、次の方法により実施する

(1) 評価は、第6条第2項第1号及び第2号に規定する評価調査者それぞれ1名以上の計2名以上で行うものとする。

(2) 評価調査は、書面調査、訪問調査及び利用者調査の方法により行う。なお、利用者調査について事業者が実施を希望しないときは、利用者調査は行わないことができる。

(3) 研究会は、評価調査を円滑かつ効果的に行うため、第三者評価の趣旨及び評価基準、評価調査の方法、評価結果の内容等について必要に応じて事業所の役職員等に説明を行うものとする。

(4) 評価調査者は、研究会に所属する者であることを証する書類を所持し、事業者から提示を求められた時はそれを提示しなければならない。

(5) 評価結果は、評価調査者の合議により取りまとめ、必要に応じて評価審査委員会の審査を経て決定するものとする。

(6) 第三者評価の手法及び手続き等に関する事項は、別に定める。

(サービスの質の向上への支援)

第10条 研究会は、事業者のサービスの質の向上に資するため、評価結果の内容に加えて、評価結果の定量的な集計、視察の印象、利用者の認識(利用者調査を実施した場合に限る)

など、サービスの質の向上に向けた提案等を評価調査報告書として取りまとめ、事業者に提出する。

(事業報告・調査)

第 11 条 第三者評価の実績は、毎年度終了後、県に対し速やかに報告する。

2 研究会は、県が実施する第三者評価事業の適正な実施を図るための調査及び指導に協力する

(情報公開)

第 12 条 第三者評価の実施に当たっては、次の情報を公開する。

- (1) 所属する評価調査者一覧（第 6 条に関する資格又は経歴等及び研修の終了状況を記載したもの。ただし、氏名は除く。）
- (2) 事業内容等に関する規程（評価を実施するサービス種別等を含む）
- (3) 第三者評価の手法
- (4) 守秘義務に関する内容を含む倫理規程
- (5) 評価料金表
- (6) 評価事業の実績
- (7) 評価に関する異議や苦情の申立窓口及び責任者等の対応体制

(苦情処理)

第 13 条 評価に対する異議、苦情に迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置及び担当者及び責任者等について必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の実施のために、苦情解決に関する規定は別に定める。

(秘密保持)

第 14 条 第三者評価の従業者は、業務上知り得た情報の秘密保持を厳守する。また、その職務を離れた後も同様とする。

2 守秘義務等の内容を含む倫理に関する規定並びに個人情報保護に関する規定は別に定める。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は研究会理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 3 月 5 日（岩手県の認証を受けた日）から施行する。